

－野宿者ネットワーク会則－

- 第1条(名称) 本会は野宿者ネットワークと称する。
- 第2条(所在) 本会の主たる連絡先を「ふるさとの家」(大阪市西成区萩之茶屋3-1-10 電話06-6641-8273)におく。
- 第3条(目的) 本会は、公園や路上で野宿を余儀なくされる労働者に対する行政・地域住民からの追い出し・排除、また、心ない若者などによる襲撃などの人権侵害行為を許さず、野宿労働者の基本的人権、とりわけ生活権・居住権の確立のために、野宿労働者の運動を支援し、ともに闘うことを目的とする。
- 第4条(活動) 本会は、上記目的のために、関係諸団体と協力し、下記の活動を行う。
1. 野宿労働者との交流連帯と闘いの支援
 2. 関係諸行政との交渉
 3. 野宿労働者問題理解のため、地域、教育機関などとの連携、社会問題化
 4. 野宿労働者問題の学習
 5. 闘いをすすめる上での実態調査
 6. 野宿者ネットワークのニュース、通信などの発行
 7. その他必要な活動
- 第5条(構成) 本会は、目的に賛同する個人及び団体で構成される。
- 第6条(会員) 本会の会員は個人会員、賛助会員、賛助団体よりなる。会員は会費納入より活動を支え、活動に参加することができる。
- 第7条(事務局) 本会の活動を円滑に進めるために、事務局を設置し、若干名の事務局メンバーをおく。
- 第8条(定例会議) 定例会議は原則として月1回行う。定例会議は、事務局の提案のもとに本会の活動を実施し、会員の入退会の確認などを行う。
- 第9条(役員) 本会は、下記の役員をおく。役員承認・選出は総会で行う。
1. 代表 1名
 2. 事務局員 若干名
 3. 会計監査 1名
- 第10条(総会) 1. 本会の活動方針や予算承認、役員選出、会員の除名、会則の改定などは、総会の決定に基づいて行う。
2. 総会の会議定足数は、会員総数の3分の1(委任状を含む)とする。総会の決議は、出席者(委任状を含む)の過半数をもって決する。
 3. 総会は、代表が招集する。総会は最低年一度開催し、それ以外にも必要に応じて、代表は臨時総会を招集しなければならない。
- 第11条(会計) 本会の費用は、会員収入、カンパ収入、その他でまかなう。
- <1998. 5.24制定>
<1999. 6. 6改定>
<2004. 6.20改定>